

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○団体指定(二一七・県民文化政策課)	1
○農地保有合理化事業規程の承認(二一八・農林政策課)	1
○道路区域の変更(二一九～二二四・道路課)	1
公告	
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定(情報企画課)	3
二件)	
○土地改良区の合併の認可(秋田地域振興局農林部)	4
○土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	4
○土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)	4
○県営土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)	4
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	4
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(会計管財課)	4

告 示

秋田県告示第二百十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間
	新	旧		
一般国道	百八号	百八号	湯沢市秋ノ宮字小杉沢二番五地先から川井黒沢九番一地先まで	敷地の幅員(メートル)
	百八号	百八号		

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第二百二十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

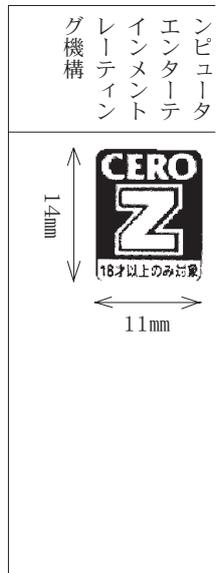
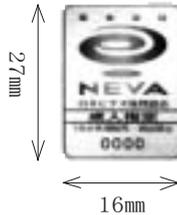
年秋田県条例第三十三号)第九条第二項第三号の規定により、図書類の内容の審査を行う団体で、知事が認定する団体を次のとおり指定し、平成十九年四月一日から施行する。

また、同条第三項に規定する青少年の閲覧又は視聴を不相当と認めた図書類を表示する方法は、それぞれ次のとおりとする。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺田典城

団体の名称	指定する当該団体が青少年の閲覧又は視聴を不相当と認めた図書類等を表示する方法
日本ビデオ倫理協会	次の標章を、図書類及び包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。
特定非営利活動法人コ	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又は貼付することにより表示する。



秋田県告示第二百十八号
農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺田典城

- 農地保有合理化事業を行う者 鷹巣町農業協同組合
- 農地保有合理化事業の実施地区 北秋田市鷹巣地区における農業振興地域の区域
- 農地保有合理化事業の種類 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第三号及び第四号に掲げる事業
- 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十九年三月二十七日

秋田県告示第二百十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺田典城

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村田子内字肴沢二三番一地先から岩井川字合居五番五地先まで	一六・〇〇〇〓四九・〇〇	〇・七九六
一般国道	新	旧	三百四十二号	雄勝郡東成瀬村田子内字肴沢二三番一地先から岩井川字合居七番一地先まで	一六・〇〇〇〓四九・〇〇	〇・七九六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	三百九十七号	雄勝郡東成瀬村岩井川字大石八五番二地先から田子内字肴沢五五番一地先まで	一六・〇〇〇〓四九・〇〇	〇・七九六

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	鷹巣川井堂川線	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番地先まで	九・〇〇〇〓二〇・〇〇	〇・八五〇
県 道	新	旧	鷹巣川井堂川線	北秋田市鎌沢字狐森八七番地先から上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上一番地先まで	九・〇〇〇〓二〇・〇〇	〇・八五〇
県 道	新	旧	鷹巣川井堂川線	B	一六・〇〇〇〓三三・〇〇	〇・一六〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条一項の規定に

基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧				A	B		
	本荘西仙北角館線		大仙市土川字関田一六番から字鳥井野五八番まで	〃	二〇・四〇〇〇～六九・〇〇〇	二〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇	〇・一三六	
	本荘西仙北角館線		大仙市土川字関田一六番から字鳥井野五八番まで	〃	二〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇	二〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇	〇・一一四	
	本荘西仙北角館線		大仙市土川字関田一六番から字鳥井野五八番まで	〃	二〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇	二〇・〇〇〇〇～二二・〇〇〇〇	〇・一一四	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路 線 名		区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
新	旧				A	B		
	秋ノ宮小安温泉線		湯沢市高松字泥湯沢三三番地先から二番一地先まで	〃	三・〇七〇〇～五・三〇〇〇	五・三〇〇〇～一・〇〇〇〇	〇・二〇七	
	秋ノ宮小安温泉線		湯沢市高松字泥湯沢三三番地先から二番一地先まで	〃	三・〇七〇〇～五・三〇〇〇	五・三〇〇〇～一・〇〇〇〇	〇・一九七	
	秋ノ宮小安温泉線		湯沢市高松字泥湯沢三三番地先から二番一地先まで	〃	三・〇七〇〇～五・三〇〇〇	五・三〇〇〇～一・〇〇〇〇	〇・一九七	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年四月十日から同月二十三日まで

平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

秋田県共同利用型電子申請サービス提供業務について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
秋田県共同利用型電子申請サービス提供業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
学術国際情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年三月三十日
- 四 随意契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社秋田支店 秋田市旭北錦町五番五十号

五 随意契約に係る契約金額

七千八百七十五万円

六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号の規定に該当するため。

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づ

き、公示する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
汎用機アウトソーシング業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
学術国際部情報企画課 秋田市山王三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十九年三月三十日

四 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社 日立情報システムズ秋田支店 支店長 東海林文夫

五 随意契約に係る契約金額
一億四千三百三十八万八千円

六 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号の規定に該当するため。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成十九年四月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 合併により設立された土地改良区
戸村土地改良区

二 合併により解散した土地改良区
戸村大田沢土地改良区

南秋田郡面瀧高岳土地改良区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、戸村土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美七番地

夜叉袋字下昼寝五十二番地

浦大町字豊坂二十一番地

字豊坂二番地一

伊藤 昭二

須田 誠

金 善一郎

北嶋 繁雄

南秋田郡五城目町富津内下山内字深堀八十四番地

大石専之丞

小池字岡本家ノ下百八十一番地

小玉 京蔵

就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地

五城目町浦横町字館ノ下六十六番地

千田 保雄
近藤 慶悦

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

大仙市堀見内字穴沢七十六番地

草薨 勇二

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大仙市南外字上野百六十四番地高橋新三郎ほか十六人

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(南外地区かんがい排水事業) 計画書の写し

縦覧期間 平成十九年四月十一日から同年五月十一日まで

縦覧場所 大仙市役所本庁及び大仙市役所南外総合支所

二 大仙市長栗林次美

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(南外地区防災ダム事業) 計画書の写し

縦覧期間 平成十九年四月十一日から同年五月十一日まで

縦覧場所 大仙市役所本庁及び大仙市役所南外総合支所

三 大仙市上鶯野字吉田二十八番地二富岡弘ほか二十三人

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(鶯野地区経営体育成基盤整備事業(高度利用型)) 計画書の写し

縦覧期間 平成十九年四月十一日から同年五月十一日まで

縦覧場所 大仙市役所本庁及び大仙市役所中仙総合支所

四 大仙市神宮寺字八石百十八番地竹原弘治ほか十八人

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(神岡西部地区経営体育成基盤整備事業(区画整理型)) 計画書の写し

縦覧期間 平成十九年四月十一日から同年五月十一日まで

縦覧場所 大仙市役所本庁及び大仙市役所西仙北総合支所

一 入札に付する事項
(一) 借入物品名及び数量
財務会計システム用サーバ(七式)、パーソナルコンピュータ(二百六十五台)、プリンタ(二百六十台)、カードリーダー(三百七十五台)
(二) 借入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書
(三) 借入期間
平成二十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで
ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合には、当該契約期間を変更することができる。
二 入札に参加する者に必要な資格
県が指定する場所
三 契約条項を示す場所等
(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
(三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、おものがわ土地改良区から申請のあった定款変更について、平成十九年四月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十九年四月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十九年四月十日

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一
 秋田県出納局会計管財課(電話番号〇一八八六〇一二七
 二一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九
 号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年四
 月十日(火)から同年五月十四日(月)までの期間、(一)の場
 所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十九年五月二十一日(月)午後一時三十分
 出納局会計管財課入札室(秋田県庁本庁舎地下二階)

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十
 条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金
 額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円
 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)
 をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
 見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札
 書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
 をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入
 札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

(五) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入
 札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be

rented : Equipment for financial accounting
 system (1 set)
 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 21 May,
 2007
 3 Contact point for the notice : Accounting
 Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural
 Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita
 Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2721

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄